徳山工業高等専門学校一般科目（数学又はその関連分野）教員公募要領

１．　職名・人員　　教授、准教授又は助教　１名

２．　所属　　一般科目

３．　専門分野　　数学又はその関連分野

４．　担当科目　　数学及び数学関連科目

専門分野を考慮して決定します。なお、専攻科の担当を含みます。

科目の内容は下記URLのWebシラバスをご確認ください。

https://syllabus.kosen-k.go.jp/Pages/PublicDepartments?school_id=35

５．　応募資格　　高等専門学校における教育、研究、地域貢献、国際交流及び学校運営に理解と熱意を持ち、学生指導（学級担任、クラブ顧問、学生寮など）に積極的に取り組むことができる方で、次のいずれにも該当する方

(1) 上記の専門分野において博士又は修士の学位（着任時までに取得見込みの方を含む。）を有し、研究業績を有する方

(2) 大学・高専・高等学校等での教育経験（非常勤含む）を有する方

(3) 日本語で授業ができ、校務遂行に支障のない日本語運用能力を有する方

６．　採用予定日　　令和９年４月１日

７．　提出書類　　(1) 履歴書（本校指定の様式で作成。写真貼付、E-mailアドレスを記載すること。）

(2) 研究業績一覧表（著書、論文、口頭発表、特許出願・登録等を記載すること。）主要論文（３編以内）の別刷（コピー可）と概要、主要特許明細書（コピー可）を添付すること。

(3) 業務実績等一覧表（様式任意。実務経験、教育業績（社内教育などを含む））

(4) 現在の研究分野の概要（Ａ４判１枚程度：1200字程度）

(5) 高等専門学校における教育、研究、学生指導に対する抱負（Ａ４判１枚程度：1,000字以内）

(6) 上記実績について照会可能な方２名の所属、氏名と連絡先

(7) 誓約書（本校指定の様式で作成。本要領「12.その他(3)」をお読みください。）

※(1) (2) (7)の様式は、下記URLからダウンロードしてください。

https://www.tokuyama.ac.jp/search/saiyou.html

８．　応募期限　　令和８年１１月３０日（月）１７時必着

９．　選考方法　　(1) 一次選考：書類審査

(2) 二次選考：一次選考合格者を対象に模擬授業及び面接（令和９年１月中の予定）

※選考に係る旅費・宿泊費等は応募者本人の負担となります。

※実施日時等の詳細は、一次選考合格者に直接お知らせします。

※選考の評価等については、開示しません。

１０．　書類提出先　　〒745-8585　周南市学園台　　徳山工業高等専門学校　総務課人事労務係

TEL：0834-29-6206　E-mail：jinji@tokuyama.ac.jp

※封筒に「一般科目（数学）教員応募書類在中」と朱書し、簡易書留で郵送して

ください。

※応募書類は原則として返却しません。返却を希望する場合は切手を貼付、住所・氏名を記載した返信用封筒を同封してください。

※応募者から取得する個人情報等は、教員を採用する目的のために利用するものであり、徳山工業高等専門学校以外の第三者に提供又は公表されることはありません。

１１．　問合せ先　　一般科目　学科主任　菊地 右馬

TEL：0834-29-6258　E-mail：kikuchi@tokuyama.ac.jp

１２．　その他　　(1) 本校では男女共同参画を推進しており、業績（教育業績、研究業績、社会的貢献、人物を含む。）の評価において同等と認められる場合には、女性を優先的に採用します。

(2) キャリア形成を支援する観点から、本人の希望により他の国立高等専門学校へ人事交流のために異動することがあります。

(3) 業務従事に当たっては、令和８年 12 月 25 日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、特定の業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、あらかじめ、採用選考過程において、誓約書により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

履　歴　書

令和　　年　　月　　日現在

写　真 （4.0×3.0 cm） 6ヶ月以内に撮影したもの

ふりがな		性別	男・女
氏　名			
生年月日	昭 和 ／ 平 成　　年　　月　　日 生（満　　才）		
現 住 所	〒	TEL （自宅） （携帯）	
連 絡 先	〒　　（現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入）	TEL	
E-mail			

在学期間			学歴（高校から記入。学校名・学部学科（専攻）名等）	卒・修・中退の別
年　月	～	年　月		
専 門 分 野				
在職期間			職歴（勤務先，職名（職務内容，雇用形態））	
年　月	～	年　月		
在職期間			教育歴（勤務先，職名（職務内容，雇用形態））	
年　月	～	年　月		

年	月	学位・技術士等 ※（修士以上の学位：分野・取得大学，技術士：分野を記載）
年	月	免許・資格等　※学位・技術士等以外のものを記載すること
年	月	賞罰・処分歴の内容
年	月	学会（所属学会）及び社会における活動
志望の動機		

本書類の記載内容については事実に相違なく，虚偽の記載があった場合には，採用取消や懲戒処分等の対象となり得ることについて了承します。

（自署）　令和　　年　　月　　日

氏名

年　　月　　日現在

研究業績一覧

氏　名

No.	著書，論文等の題名	雑誌名・巻・号・ページ・発表学会・発行所　等	発行・発表の年月	著者名（筆頭著者の場合は要下線）	査読有（○）
査　読　有　総　数					
査　読　無　総　数					

誓　約　書

独立行政法人国立高等専門学校機構

徳山工業高等専門学校長　殿

私は、貴法人の採用選考に際し、以下の事項を誓約いたします。

１．私は、裏面記載の、令和８年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）第２条第８項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。

※　なお、本誓約書署名時に同法第２条第７項第６号が委任する政令が制定されていない場合であっても、青少年健全育成条例や迷惑防止条例等の条例における同号イからニに定める行為に対する罰則について、前科がないこと（当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しないこと）を、本誓約書をもって誓約いたします。

２．採用選考の過程で提出する書類及び申告する内容はすべて事実であり、事実と異なる申告は一切いたしません。

（自署）　　年　　月　　日

氏　名

（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機　その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。